

平成 25 年度被扶養者調査について

被扶養者調査とは、健康保険法に基づき被扶養者となっている方が現在も被扶養者の認定基準を満たしているかの確認を行う調査です。

扶養に該当しない方を認定してしまうことは、本来、支払う必要のない医療費や高齢者を支えるための国への拠出金などを加入者の皆さまの保険料よりご負担いただくことになり、最終的には皆さまの保険料の負担増につながります。

お手を煩わせますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。



被扶養者調査の概要

実施時期：6～7月

対象者：平成 25 年 4 月 1 日において 18 歳以上の被扶養者の方全て
(25 年 4 月 1 日以降に認定された方は対象外のため調査は行いません)。

必要な手続き：

- ①就職・結婚・・・「被扶養者異動届(減)」に保険証を添付し提出。
- ②大学・専門学校生・・・「学生証の写し」を提出。
- ③アルバイト・パート収入あり・直近の「給与明細 3 ヶ月分の写し」または「給与証明書の写し」の提出。
- ④専業主婦・無職・・・平成 25 年度の所得証明書(市区町村の役所で 6 月以降に発行してもらえます。発行手数料はご負担をお願いします。)を提出。
- ⑤年金受給者・・・直近の「年金振込通知書の写し」を提出。

★被扶養者として認められる収入は、年収の見込みが原則 130 万円未満の方であって、なおかつ月収が 108,300 円未満(扶養 1 人目)の場合です。

★収入が認定基準を超えることが見込まれる場合(出勤日数が増える・賃金上がるなど)は、扶養削除の手続きが必要です。

★調査対象月の平均収入がたまたま認定基準を超える場合は、平成 25 年分源泉徴収票の提出を後日お願いします。

★別居の方は、「仕送り証明書の写し」(送金明細など)が原則必要です。〔妻・子(学生、予備校生のみ)は必要ございません。〕

★添付書類は全て写し(住民票、年金通知、給与明細、所得証明など)で結構です。原本を添付される方はご返却できかねる場合がございます。

健保組合では会社のご担当者様を通じて、対象となる方に下記の調査を行っています。

ご協力をお願いします

『負傷原因報告書』

病院で治療したケガの原因が、本来、健康保険が使えない工作中、または仕事の行き帰り(労災保険)、交通事故やケンカ(第三者行為)に該当しないかを確認します。該当する場合は、医療費の返納をお願いします。

『雇用保険受給調査』

雇用保険は収入として認められるため、基礎月額が 3,612 円以上になる方は、受給開始から受給終了までの間、扶養削除の手続きが必要です。



高齢受給者証の交換はお済みですか？

対象者：70～74 歳

交換理由：一部負担金の 1 割負担が平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間延長となりました。

方法：高齢受給者証を会社に返却後、新しい証を交付します。

※一部負担金の割合が 3 割の方については、交換の必要はございません。

限度額適用認定証には有効期限があります

有効期限が平成 25 年 3 月 31 日の証をお持ちの方は、速やかに会社へ返却ください。

保険証は必ず返却が必要です

退職日翌日、扶養でなくなった日以降は、保険証が使用できません。必ず保険証を会社へ返却ください。任意継続資格喪失の方は健保組合へ返却ください。紛失した場合は、「被保険者証等再交付申請書」(再交付はされません)と「始末書」の提出が必要となります。

万一、資格喪失後に保険証を使用した場合は、医療費を返納していただくことになります。